

第22回 不法行為：共同不法行為

2006/12/22

松岡 久和

【共同不法行為】

Case 22-01 次の場合、被害者X（またはその相続人）は、Yらに全損害について不法行為責任を問うことができるか。なお、Yらには責任能力があるものとする。

① Y₁～Y₃が、いっしょになってXをいじめる計画を立て、主としてY₁が実際にXに様々な嫌がらせをしてノイローゼにした。

② Y₁～Y₃が公園でキャッチボール中、Y₁が暴投して通行人Xにけがを負わせた。

③ Y₁～Y₃が公園で花見中に酔客Xらのグループとけんかになり、Yらの誰かがXを殴ってけがを負わせた。

④ Y₁が脇見運転でXを撥ねて瀕死の重症を負わせたところ、搬送された夜間救急病院Y₂の当直医師Aが救命措置を誤り、Xが死亡してしまった。

⑤ Y₁～Y₃が、深夜、X所有の無人倉庫に盗みに入る計画を立て、Y₃が見張りをしていたところ、偶々居合わせたXを、Y₁が隠し持ったナイフで刺殺してしまった。

1 民法719条の意義

・ 719条の構造（広義の共同不法行為の諸類型）

- ① 狭義の共同不法行為（1項前段）
- ② 具体的加害者不明の共同不法行為（1項後段）
- ③ 教唆者・幫助者の責任（2項）

※不法行為の競合（ケース④）については、規律が欠けているともみえる。

・ 因果関係の擬制（共謀や教唆・幫助事例）と不真正連帯責任による被害者保護の強化

2 各類型の要件と効果

(0) 全般

・ 判例・伝統的通説：各人の行為が独立の不法行為の要件を備える必要があり、因果関係要件についてのみ相当性の認定が緩和される。

判例 161（山王川事件－損害一体型の不法行為競合ケースともみうる）

・ 近時の通説的見解：共同行為と結果との因果関係で足る（因果関係の擬制ないし推定）

(1) 狭義の共同不法行為：「共同の不法行為」＝行為の関連共同性

・ 共謀共同正犯事例では、直接的に加害行為を行っていない者にも減免責を認めない点で見解は一致 **判例** 159（北津軽水争い事件）

(a) 客観的共同説（判例・多数説）：時間的・場所的な危険共同体としての客観的一体性

判例 116（四日市公害事件－コンビナート構成各社の強い客観的関連共同性を認定）

162＝百83（西淀川公害第一次訴訟－被告企業3社の密接な関係と、被告10社間の環境問題についての強い客観的関連共同性を認める）

・ 客観的関連共同性の有無の判定基準

行為の物理的一体性（衝突事故など）、場所的・時間的近接性による社会観念上の一体性（工場群の煤煙による加害や、製造者と販売者、製薬会社と国など）

- (a) 複合説：総合判断を行い、主観的関連共同性がなく客観的関連共同性においても一体性が弱いなど関連共同性が弱い場合には、減免責を認める余地を認める。
- (b) 主観的共同説（前田ほか）：共同行為を行うとの意思的連携
；共謀のみではなく、各人が他人の行為を利用する意思・自己の行為が他人に利用されるのを認容する意思が必要で、それで足りる。

議論のポイント 常に全額責任か減責・免責を認める余地があるか。一部連帯や分割責任を認める場合があるか。あるとすればどういう場合か。

(2) 具体的加害者不明の共同不法行為

- ・各人の行為が結果惹起の可能性を有するが、具体的な加害者が不明の場合を指し、被告は、真の加害者が自分ではないという証明（因果関係不存在または共同行為者でないとの証明）により、責任を免れる余地がある。
- ・「共同行為者」の解釈の広狭
 - (a) 客観的共同説 ~~複合説~~：弱い関連性のある共同行為を指す？
 - (b) 主観的共同説：主観的共同のない共同行為を指す
 - (c) 競合不法行為説：ひろく競合不法行為を包含する

競合不法行為
は同条の類推

(3) 教唆者・幫助者の責任

- ・因果関係の擬制か。分割責任は可能か。
判例 164（京阪電鉄置石事件；作為義務を介して損害との因果関係を肯定し見張り少年の責任限定を否定）

3 効果としての連帯責任

(1) 不真正連帯債務説（判例・（旧）通説）

- ・弁済もしくはこれに類する債務消滅事由以外の絶対的効力事由の規定は不適用
←被害者保護、加害者間の密接な人的関係の欠如

判例 大判昭和12年6月30日民集16巻1285頁（園部銀行支配人手形保証偽造事件：439条による消滅時効の絶対効を否定）

最判昭和57年3月4日判時1042号87頁（434条による消滅時効中断効）

最判平成6年11月24日判時1514号82頁（不倫離婚調停成立事件：437条による不倫の相手方女性への免除効を否定）

最判平成10年9月10日民集52巻6号1494頁（自動車仮装販売和解事件－例外）

- ・当然の求償関係はなく、過失ないし違法性・寄与度の割合に応じて最終的負担を配分し、内部負担額を超えて弁済した者には、求償を認める。

判例 最判昭和41年11月18日民集20巻9号1886頁（自動車衝突事故）

(2) 不真正連帯債務概念不要説

【おまけ：不法行為全般の整理問題】

成立要件の問題を中心に、3つの総合的な応用問題を示しますので、各自考えてみてください。2・3は私の過去の試験問題や答案練習会での出題例です。問題2・3については解答例をホームページに掲載することにします。問題1の解答は参考文献の難波解説を捜して参照してください。

- 1 199X年、京阪神地方に怪獣が上陸して大暴れしたが、科学特捜隊（注1）のハヤタ隊員（Y₁）が変身したウルトラマン（注2）によって、ついに退治されるに至った。しかし、ウルトラマンは、怪獣を倒す際に、付近のビルをも破壊したため、莫大な損害が発生した。そこで、ビルのオーナーXらは、ウルトラマン被害補償獲得期成同盟（略称：ウル成同）を結成し、Y₁、科学特捜隊の日本支部隊長ムラマツ個人（Y₂）および国（Y₃）を相手どって、1000億円の損害賠償を求めた。Xらの請求は認められるか。なお、破壊されたビル等の再建設費は、被害当時はおよそ300億円程度と見込まれていたが、多数の建造物の再築が必要となったため建築資材に尋常ではない暴騰が起きたこと、一部商社の買い占め行動が相場に拍車をかけたこともあり、900億円に上昇したものである。

注1 科学特捜隊は、パリに本部を置く国際科学警察機構の日本支部ではあるが、その具体的作戦行動については、特段の事情がない限り、日本の内閣総理大臣の指揮に従い、その隊員は日本国の公務員に準じる。

注2 高橋文彦「ハヤタはウルトラマンによる建造物破壊について刑事責任を負うか」後掲書81頁以下によると、ハヤタとウルトラマンは同一人格ではあるが、刑法上は緊急避難（刑法37条）によって責任を負わない、とされる。

【参考文献】

- ①難波譲治「ハヤタは、民事上、ウルトラマンによる損害の賠償責任を負うのか」後掲書81頁以下
②萩原能久「ウルトラマンの正義と怪獣の『人権』」後掲書61頁以下
③若松良樹「怪獣にも『権利』はあるか」後掲書97頁以下
いずれも、サーフライダー21編著『ウルトラマン研究序説 Einleitung in die Ultraman-Studien』（中経出版、1991年）所収

2 Aは小中学生を集めて日曜日にサッカーを指導している。Aが参加を希望する子供を受け入れる際には、その父母に対し、月額3000円の諸費用を支払うこと、練習や遠征試合の際には父母が順番制で手伝いをするべきこと、万一事故が生じても父母はAの責任を追及しないこと、などの書かれたプリントを手渡し、了解を得ている。ある日、Aは、所用で集合時間に遅れてしまった。Aは普段から自分が到着する前には勝手に練習をしないように言い聞かせていたが、子供らが勝手に練習を始め、B夫妻の子供の小学5年生Cの蹴ったボールを受けそなたった中学2年生Xが手の指を骨折してしまった。さらにこの事故をきっかけに小中学生の間でけんかが始まり、当番のDが止めに入ったが、小学生のうちの誰かの行為によって（誰だかは不明）Xは足に裂傷を負った。X（ないしその両親）とA～Dの法律関係はどうなるか。

※**ヒント** この問題は、契約責任や共同不法行為をも含む非常に多様な論点を含んでいます。

3 AはY₁社の従業員Y₂から「1000万円を3年間Y₁に預けてもらえれば、うまく運用して、毎月40万円の『利益金』を支払う。少なくとも元金1000万円の返済は安全確実である」と勧誘され、契約書に署名・捺印し、1000万円をY₂に支払った。3か月の間、AはY₂を通じて、月に40万円ずつ3回まで「利益金」を受け取った。しかし、その後支払いが途絶えたのでAがY₁に問い合わせたところ、次の事実が判明した。Y₁の業務内容にはこの種の契約を行うことは含まれていない。本件取引は、Y₂が会社の契約書用紙や印鑑を勝手に使って行ったもので、Y₂は、Aから受領した1000万円を着服してその中から120万円をAに支払い、Y₁が払ったように見せかけて、犯行の隠蔽を図っていたのである。その後、この紛争を苦にしてノイローゼにおちいったAは自殺してしまった。Aの遺族XはY₁・Y₂に対してどのような請求ができるか。